

令和8年度 環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和8年3月30日
日本中央競馬会

日本中央競馬会は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆる「グリーン購入法」）」（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に従い、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

I. 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における国が定めた基本方針（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更〔令和8年2月3日閣議決定。以下「基本方針」という。〕）に基づく特定調達物品等（紙類、文具類、機器類、画像機器、家電製品等の22分野291品目については、品目毎に示されている判断の基準を満たすもの）の調達目標を下表のとおりとし、可能な限り環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

注）「基本方針」とは、国や独立行政法人および特殊法人が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品および公共工事、役務の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものである。

(表) 令和8年度 特定調達物品

分野 (22)	品目 (288)	調達目標等
1. 紙類 (7)	1 コピー用紙	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、衛生用紙を除き、間伐材等(間伐材又は竹)又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
	2 フォーム用紙	
	3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	
	4 塗工されていない印刷用紙	
	5 塗工されている印刷用紙	
	6 トイレ用ペーパー	
	7 ティッシュペーパー	
2. 文具類 (87)	1 シャープペンシル	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 事務用封筒(紙製)の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品とする。 また、紙製ファイルについては、間伐材又は合法性が証明された木材が使用されている製品を、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、鉛筆カードケース、額縁、ごみ箱及び名札(机上用)については、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。 さらに、メディアケース、OAフィルター、インクジェット用OHPフィルム、ファイルのうちクリアホルダー及び窓付き封筒(紙製)については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
	2 シャープペンシル替芯	
	3 ボールペン	
	4 マーキングペン	
	5 鉛筆	
	6 スタンプ台	
	7 朱肉	
	8 印章セット	
	9 印箱	
	10 公印	
	11 ゴム印	
	12 回転ゴム印	
	13 定規	
	14 トレー	
	15 消しゴム	
	16 ステープラー(汎用型)	
	17 ステープラー(汎用型以外)	
	18 ステープラー針リムーバー	
	19 連射式クリップ(本体)	
	20 事務用修正具(テープ)	
	21 事務用修正具(液状)	
	22 クラフトテープ	
	23 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)	
	24 両面粘着紙テープ	
	25 製本テープ	
	26 ブックスタンド	
	27 ペンスタンド	
	28 クリップケース	
	29 はさみ	
	30 マグネット(玉)	
	31 マグネット(バー)	
	32 テープカッター	
	33 パンチ(手動)	
	34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
	35 紙めくりクリーム	
	36 鉛筆削(手動)	
	37 OAクリーナー(ウェットタイプ)	
	38 OAクリーナー(液タイプ)	
	39 ダストブロー	
	40 レターケース	
	41 メディアケース	
	42 マウスパッド	
	43 OAフィルター(枠あり)	
	44 丸刃式紙裁断機	
	45 カッターナイフ	
	46 カッティングマット	
	47 デスクマット	
	48 OHPフィルム	
	49 絵筆	
	50 絵の具	
	51 墨汁	
	52 のり(液状)(補充用を含む)	
	53 のり(澱粉のり)(補充用を含む)	
	54 のり(固形)(補充用を含む)	
	55 のり(テープ)	
	56 ファイル(クリアホルダー及びクリアファイルを除く。)	
	57 クリアホルダー	
	58 クリアファイル	
	59 バインダー	
	60 ファイリング用品	
	61 アルバム(台紙を含む)	
	62 つづりひも	
	63 カードケース	
	64 事務用封筒(紙製)	

分野 (22)	品目 (288)	調達目標等
	65 窓付き封筒(紙製)	
	66 けい紙	
	67 起案用紙	
	68 ノート	
	69 パンチラベル	
	70 タックラベル	
	71 インデックス	
	72 付箋紙	
	73 付箋フィルム	
	74 黒板拭き	
	75 ホワイトボード用イレーザー	
	76 額縁	
	77 テープ印字機等用カセット	
	78 テープ印字機等用テープ	
	79 ごみ箱	
	80 リサイクルボックス	
	81 缶・ボトルつぶし機(手動)	
	82 名札(机上用)	
	83 名札(衣服取付型・首下げ型)	
	84 鍵かけ(フックを含む)	
	85 チョーク	
	86 グラウンド用白線	
	87 梱包用バンド	
3. オフィス家具等 (12)	1 いす	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。
	2 机	
	3 棚	
	4 収納用什器(棚以外)	
	5 ローパーティション	
	6 コートハンガー	
	7 傘立て	
	8 掲示板	
	9 黒板	
	10 ホワイトボード	
	11 個室ブース	
	12 ディスプレイスタンド	
4. 画像機器等 (10)	1 コピー機	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、1,2,3については、基準値1を満たす割合の目標を100%とする。
	2 複合機	
	3 拡張性のあるデジタルコピー機	
	4 プリンタ	
	5 プリンタ複合機	
	6 ファクシミリ	
	7 スキャナ	
	8 プロジェクタ	
	9 トナーカートリッジ	
	10 インクカートリッジ	
5. 電子計算機等 (4)	1 電子計算機	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、4については、植物を原材料とするプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。
	2 磁気ディスク装置	
	3 ディスプレイ	
	4 記録用メディア	
6. オフィス機器等 (5)	1 シュレッダー	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 デジタル印刷機	
	3 掛時計	
	4 電子式卓上計算機	
	5 一次電池又は小形充電式電池	
7. 移動電話等 (3)	1 携帯電話	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 PHS	
	3 スマートフォン	
8. 家電製品 (6)	1 電気冷蔵庫	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、1,2,3については、基準値1を満たす割合の目標を100%とする。
	2 電気冷凍庫	
	3 電気冷凍冷蔵庫	
	4 テレビジョン受信機	
	5 電気便座	
	6 電子レンジ	
9. エアコンディショナー等 (4)	1 家庭用エアコンディショナー	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。なお、2については、基準値1を満たす割合の目標を100%とする。
	2 業務用エアコンディショナー	
	3 ガスヒートポンプ式冷暖房機	
	4 ストーブ	
10. 温水器等 (4)	1 ヒートポンプ式電気給湯器	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 ガス温水機器	
	3 石油温水機器	
	4 ガス調理機器	

分野 (22)	品目 (287)	調達目標等
11. 照明 (3)	1 LED照明器具	調達を実施する場合(器具の形状により、不可能な場合を除く。)は、調達目標は100%とする。なお、1(投光器、防犯灯を除く)については、基準値1を満たす割合の目標を100%とする。
	2 LEDを光源とした内照式表示灯	
	3 電球形LEDランプ	
12. 自動車等 (8)	1 乗用車	調達(新たなリース契約も含む)を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 小型バス	
	3 小型貨物車	
	4 バス等	
	5 トラック等	
	6 トラクタ	
	7 乗用車用タイヤ	
	8 2サイクルエンジン油	
13. 消火器 (1)	1 消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
14. 制服・作業服 (4)	1 制服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
	2 作業服	
	3 帽子	
	4 靴	
15. インテリア・寝装寝具 (11)	1 カーテン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品を優先的に選択する。ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。なお、4については、基準値1を満たす割合の目標を100%とする。
	2 布製ブラインド	
	3 金属製ブラインド	
	4 タイルカーペット	
	5 ニードルパンチカーペット	
	6 タフテッドカーペット	
	7 織じゅうたん	
	8 毛布	
	9 ふとん	
	10 ベッドフレーム	
	11 マットレス	
16. 作業手袋 (1)	1 作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
17. その他繊維製品 (7)	1 集会用テント	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
	2 ブルーシート	
	3 防球ネット	
	4 旗	
	5 のぼり	
	6 幕	
	7 モップ	
18. 設備 (12)	1 太陽光発電システム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 太陽熱利用システム	
	3 地中熱利用システム	
	4 燃料電池	
	5 エネルギー管理システム	
	6 生ゴミ処理機	
	7 節水器具	
	8 給水栓	
	9 日射調整フィルム	
	10 低放射フィルム	
	11 テレワーク用ライセンス	
	12 Web会議システム	
19. 災害備蓄用品 (11)	* (毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)	(*は他の分野と同品目)
	1 災害備蓄用飲料水	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
	2 アルファ化米	
	3 保存パン	
	4 乾パン	
	5 レトルト食品等	
	6 栄養調整食品	
	7 フリーズドライ食品	
	8 備蓄用作業服	
	9 非常用携帯燃料	
	10 携帯発電機	
11 非常用携帯電源		
20. 公共工事 (70) <資材>	1 建設汚泥から再生した処理土	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐水性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。 なお、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材(小径丸太材や建築工事における製材等)の率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。 また、合板型枠(間伐材や合法性が証明された木材等を利用した型枠)については、調達を実施する場合には、調達目標を100%とする。
	2 土工用水砕スラグ	
	3 銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	4 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	5 地盤改良用製鋼スラグ	
	6 高炉スラグ骨材	
	7 フェロニッケルスラグ骨材	
	8 銅スラグ骨材	
	9 電気炉酸化スラグ骨材	
	10 再生加熱アスファルト混合物	
	11 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	12 中温化アスファルト混合物	
	13 鉄鋼スラグ混入路盤材	
	14 再生骨材等	

分野 (22)	品目 (288)	調達目標等	
	15 間伐材		
	16 高炉セメント		
	17 フライアッシュセメント		
	18 エコセメント		
	19 透水性コンクリート		
	20 鉄鋼スラグブロック		
	21 フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	22 下塗用塗料(重防食)		
	23 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
	24 高日射反射率塗料		
	25 高日射反射率防水		
	26 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
	27 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		
	28 バークたい肥		
	29 下水道汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)		
	30 LED道路照明		
	31 再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	32 セラミックタイル		
	33 断熱サッシ・ドア		
	34 製材		
	35 集成材		
	36 合板		
	37 単板積層材		
	38 直交集成板		
	39 フローリング		
	40 パーティクルボード		
	41 繊維板		
	42 木質系セメント板		
	43 木材・プラスチック再生複合材製品		
	44 ビニル系床材		
	45 断熱材		
	46 照明制御システム		
	47 変圧器		
	48 吸収冷温水機		
	49 氷蓄熱式空調機器		
	50 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
	51 送風機		
	52 ポンプ		
	53 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
	54 自動水栓		
	55 自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
	56 大便器		
	57 再生材料を使用した型枠		
	58 合板型枠		
<建設機械>	59 排出ガス対策型建設機械		
	60 低騒音型建設機械		
<工法>	61 低品質土有効利用工法		
	62 建設汚泥再生処理工法		
	63 コンクリート塊再生処理工法		
	64 路上表層再生工法		
	65 路上再生路盤工法		
	66 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
<目的物>	67 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
	68 排水性舗装		
	69 透水性舗装		
	70 屋上緑化		
21. 役務 (20)	1 省エネルギー診断	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。	
	2 印刷		
	3 食堂		
	4 自動車専用タイヤ更生		
	5 自動車整備		
	6 庁舎管理		
	7 植栽管理		
	8 加煙試験		
	9 清掃		
	10 タイルカーペット洗浄		
	11 機密文書処理		
	12 害虫防除		
	13 輸配送		
	14 旅客輸送		
	15 庁舎等において営業を行う小売業務		

分野 (22)	品目 (288)		調達目標等
	16	クリーニング	
	17	飲料自動販売機設置	
	18	引越輸送	
	19	会議運営	
	20	印刷機能等提供業務	
22. ごみ袋等 (1)	1	プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考にし、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
2. OA機器、家電製品等の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

III. その他 環境物品等の調達推進に関する事項

1. 本会内にグリーン調達を推進するための推進組織（グリーン調達推進本部）を設ける。その構成は、下表のとおりとする。
2. 本調達方針は、全事業所を対象とする。
3. 調達の実績は、毎年品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 特定調達物品等の調達に当たっては、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
7. 関係団体、物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかける。
8. 本調達方針に基づく担当は、サステナビリティ推進部環境対策室（公共工事）及び法務部契約室（物品・役務）とする。

【日本中央競馬会 グリーン調達推進組織の構成】

グリーン調達推進本部	
本 部 長	サステナビリティ推進担当理事
副 本 部 長	法務部長 サステナビリティ推進部長
グリーン調達推進委員	法務部長の指名する者 サステナビリティ推進部長の指名する者
グリーン調達推進員	本部及び各事業所の調達担当係長・主査 以上の者
事 務 局	サステナビリティ推進部 環境対策室 法務部 契約室